

第4章 都市づくりの基本計画

4-1 将来都市構造

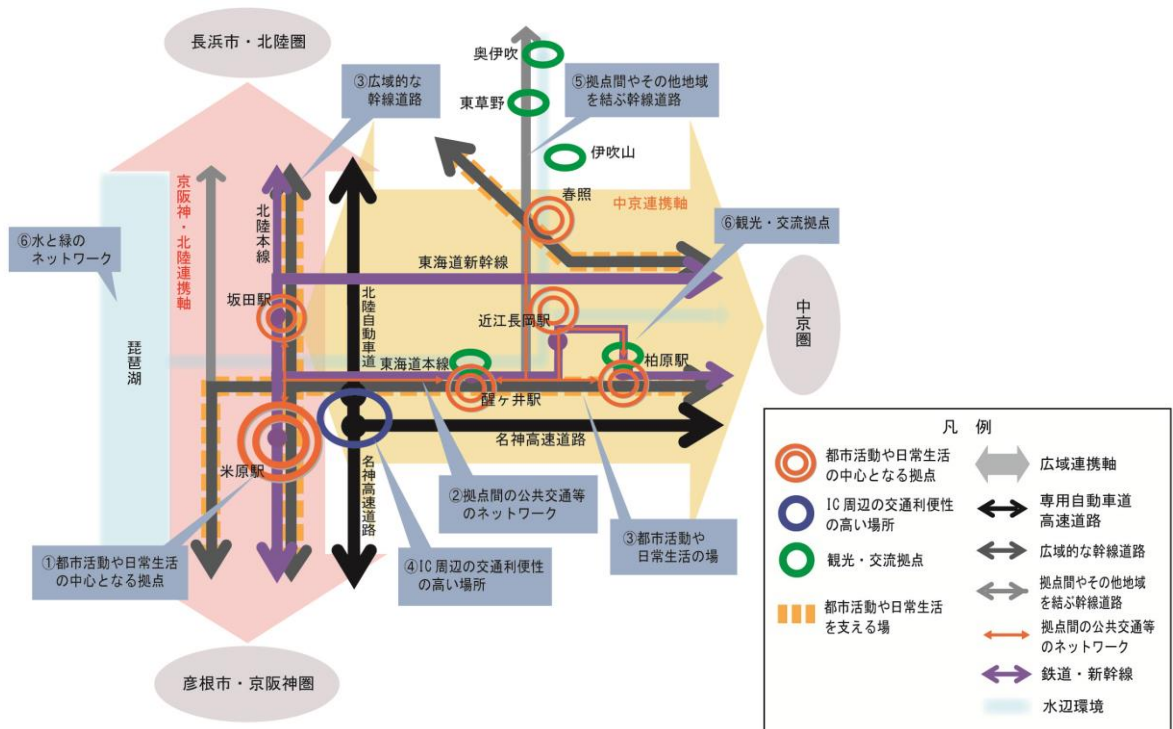
(1) 都市構造構築の基本的な考え方

本市の都市づくりの方向性を明らかにするため、今後、どのような都市機能を配置し、どのような施設配置や土地利用を目指すか、といった基本的な方向性を「将来都市構造」として整理する。

これに関する基本的なイメージは以下のとおりである。

- ① 鉄道駅周辺を中心に地区の特性に応じた「都市活動や日常生活の中心となる拠点」を形成する。
- ② 「京阪神・北陸連携軸」「中京連携軸」の二つの生活圏において、「拠点間の公共交通等のネットワーク」を強化し、バランスのとれた多核連携型の一体的な構造を構築する。また、生活圏同士の交流・連携を強化することで、市全体の生活利便性や活力の向上を図る。
- ③ 国道8号、21号、365号等の「広域的な幹線道路」による道路・交通ネットワークを形成し、広域交流と市内の交流を促進する。また、交通利便性の高いこれらの道路沿道を中心に「都市活動や日常生活の場」として計画的な土地利用の誘導を図る。
- ④ 「IC周辺の交通利便性の高い場所」では、京阪神・中京・北陸圏の交通の要衝という地理的優位性や広域的な交通利便性を生かし、工業団地内において産業・流通機能の集積を図る。
- ⑤ 「拠点間やその他地域を結ぶ幹線道路」により、その他地域を支える道路・交通ネットワークを形成する。
- ⑥ 柏原駅、醒ヶ井駅周辺、東草野地域、伊吹山周辺では、自然環境や歴史・文化的資源を活用し、「観光・交流拠点」を形成する。また、豊かな自然環境や歴史・文化的資源などの要素を一体的に捉え、「水と緑のネットワーク」を形成する。

図表 都市構造構築のイメージ



(2) 将来都市構造の設定

本市の将来都市構造は、「拠点」、「軸」および「ゾーン」の3つの要素から整理する。

それぞれの要素の具体的な配置等については、上位・関連計画における位置付けや、都市の現況等を踏まえて整理する。

●拠点

日常生活・都市活動の中心となる場であり、点的な構成要素

●軸

都市の骨格をなす道路や河川、緑地帯であり、線的な構成要素

●ゾーニング

おおむね利用区分ごとの土地のまとまりであり、面的な構成要素

①拠点について

名称と役割	位置付ける場所
①都市拠点 …多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、多様な都市機能が集積し活発な都市活動をけん引する場	・米原駅周辺 ・坂田駅周辺
②生活交流拠点 …地域の日常生活やコミュニティ・交流を支える場	・醒ヶ井駅周辺 ・近江長岡駅周辺 ・柏原駅周辺 ・春照周辺
③産業・流通拠点 …交通の利便性等を生かした産業・流通機能が集積し、市の産業振興をけん引する場	・米原工業団地一帯 ・米原南工業団地一帯 ・国道8号周辺 ・伊吹工業団地一帯 ・山東工業団地一帯 ・柏原東部工業団地一帯 ・山東西部地区
④レクリエーション拠点 …良好な緑・水辺の環境を生かしながら、市民の休息やレクリエーション活動を支える場	・伊吹山周辺 ・近江母の郷ふれあい広場 ・グリーンパーク山東 ・醒井養鱒場 ・奥伊吹アウトドアレクリエーション地 ・姉川ダム周辺
⑤歴史・観光拠点 …歴史・文化的資源を活用して、観光・交流活動の活性化を担う場	・醒ヶ井駅周辺 ・柏原駅周辺 ・東草野山村景観区域

②軸について

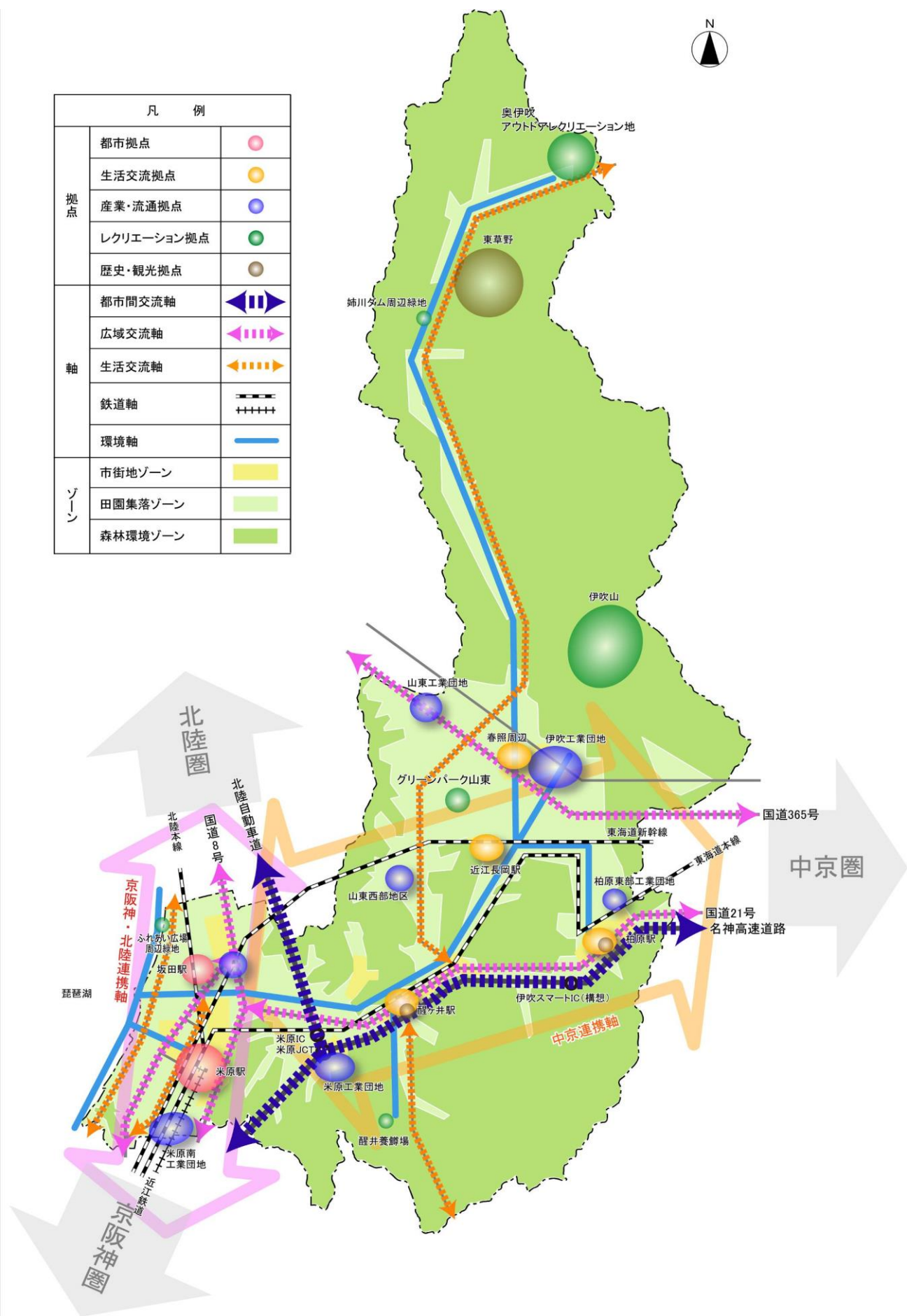
名称と役割	位置付ける路線等 ※一部区間の場合あり
①都市間交流軸 …京阪神、中京、北陸と連絡し、広域的な交流を支える道路	以下の路線 ・名神高速道路 ・北陸自動車道
②広域交流軸 …長浜市や彦根市等との広域的な交流を支える道路	以下の路線および沿道周辺 ・国道8号 ・国道21号 ・国道365号 ・国道8号米原バイパス
③生活交流軸 …都市拠点や生活交流拠点、各地域を連絡し、地域の日常生活を支える道路	以下の路線および沿道周辺 ・（主）大津能登川長浜線 ・（主）多賀醒井線 ・（主）山東一色線 ・（主）山東本巢線 ・（一）彦根米原線
④鉄道軸 …京阪神、東海地方との交流を支える新幹線、地域の日常生活を支える鉄道等の主要な公共交通動線	以下の路線および沿道周辺 ・JR東海道新幹線 ・JR東海道本線 ・JR北陸本線 ・近江鉄道
⑤環境軸 …特徴的な自然環境、歴史・文化資源を結び、潤いのある都市環境を支える河川等	以下の河川および周辺 ・琵琶湖 ・天野川 ・姉川 ・その他の河川

※（主）：主要地方道、（一）：一般県道

③ゾーニングについて

名称と役割	位置付ける場所
①市街地ゾーン …住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業・流通業務地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域	・現在の市街化区域や用途地域を中心とした地域
②田園集落ゾーン …集落と農地が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域	・現在の市街化調整区域、用途地域外を中心とした地域
③森林環境ゾーン …森林の保全、管理された緑地空間として維持・保全を図る地域	・伊吹山や霊仙山等の森林が広がる地域

■将来都市構造図



4-2 分野別都市づくりの方針

4-2-1 土地利用の方針

(1) 基本方針

都市圏の一体性確保に対応した適正な土地利用コントロール

土地は様々な利用が競合するものであるため、周囲に配慮した秩序ある利用が行われるよう、一定のルールによる土地利用コントロールが必要と考えられる。

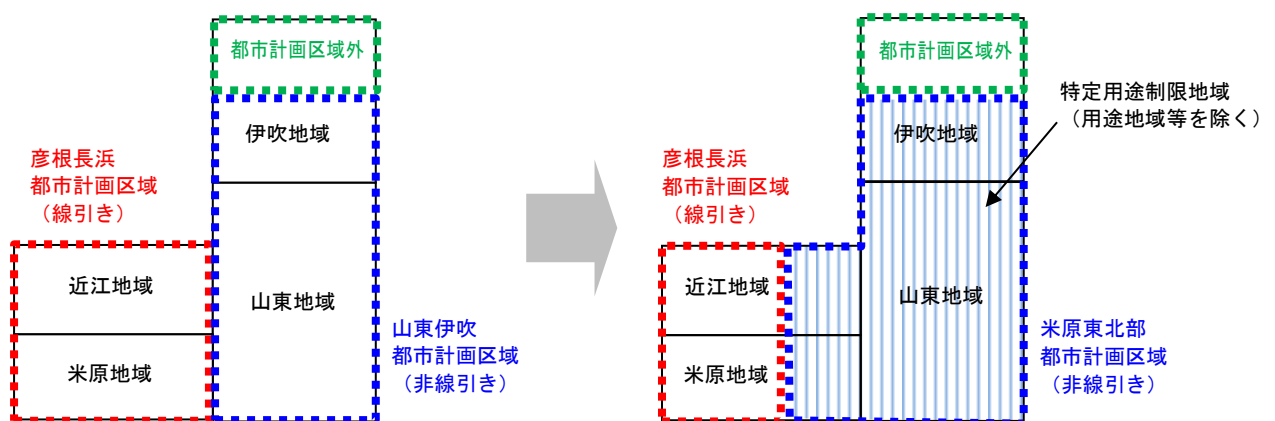
その根本的なものとして、都市計画の区域制度があるが、本市の場合は、広域都市計画区域として区域区分が定められた（線引き）都市計画区域の「彦根長浜都市計画区域」と区域区分が定められていない（非線引き）都市計画区域の「山東伊吹都市計画区域」の2つの都市計画区域が存在していた。これらの区域の境界周辺では、地形や土地利用の条件に大きな差がないにもかかわらず、彦根長浜都市計画区域の市街化調整区域のみが土地利用の強い規制を受け、人口の減少、地域活力の低下といった課題を抱えていた。

そのため、集落地域の生活環境の維持や活性化を図ることを目的として、平成26年度から平成28年度にかけて滋賀県において、一体であるべき地域的まとまりの観点から都市計画区域の再編を検討され、その結果、「彦根長浜都市計画区域」を縮小し、「山東伊吹都市計画区域」を拡大すると同時に「米原東北部都市計画区域」に名称変更し、平成28年12月に変更された。

また、米原東北部都市計画区域においては、急激な規制緩和による無秩序な開発を抑制するとともに、良好な住環境や田園環境の形成および保持していくため、「特定用途制限地域」を指定し、地域の実情に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図ることとした。

こうした中、今後においては、市全体から見た地域それぞれの役割や特性に留意しつつ、立地適正化計画制度などの新たな法制度の活用も視野に入れながら、コンパクトな都市づくりの考え方にに基づき、各拠点を中心に集約された市街地形成を図るとともに、適正な土地利用コントロールを行い、必要な都市機能の集積、効率的な土地利用の実現を目指す。

〔都市計画区域の再編概略図〕



良好な住環境の形成

本市の既成市街地の一部では、道路などの都市基盤が未整備な状況が見られる。そのため、市街地整備事業や地区計画制度などを活用して、住居系土地利用を誘導し、あわせて開発許可制度等の適用によりコミュニティ機能や防災機能を備えた公園等の適正な配置により、移住・定住のための良好な住環境を備えた魅力的な市街地の形成を図り、若い世代の人口誘導を進める。

また、人口の受け皿づくりを進める一方で、住宅団地や空家等の既存ストックの活用を図るなど、若い世代から高齢世代まで幅広い年齢層が地域の風土に愛着を持って、多様な視点から長く住み続けられる良好な住宅地の形成および維持・保全に努める。



自然環境や田園環境の保全・活用

活力あるまちづくりを推進するためには、農地や自然を新たな居住や産業の場として活用することが、今後もある程度は必要になってくると考えられる。

そこで、将来に向けて守り、継承すべき田園・自然環境の範囲を明確にし、保全・育成に努めることを基本としながら、拠点形成や道路等の新たな都市施設の整備に伴う開発需要の高まりが想定される地区においては、農林行政との調整を図りつつ、地区の実情に配慮した適切な市街地環境の形成について検討する。



(2) 土地利用の区分と配置方針

①土地利用の区分

土地利用の基本方針を踏まえ、本市の土地利用区分を以下のように設定する。

土地利用区分		内容
市街化区域・ 用途地域	①住宅地	中低層の住宅を中心に誘導しつつ、日常生活を支えるその他施設の立地を許容するエリア
	②中心商業地	商業施設、行政施設をはじめとした市全体を対象とした日常サービスに対応した施設を誘導するエリア
	③商業地	地域住民の日常サービスに対応した商業施設等を誘導するエリア
	④沿道利用地	沿道サービスに対応した商業施設等を誘導するエリア
	⑤住工共存地	幹線道路沿道等において住宅と工業・物流施設との共存を図るエリア
市街化調整区域・ 用途地域外	⑥工業地	既存工業の維持や新たな工業施設を誘導するエリア
	⑦沿道利用調整地	幹線道路沿道において周辺環境と調和した計画的な土地利用の誘導を検討するエリア
	⑧農地・集落地	農業振興や営農環境の保全、農村集落の生活環境の維持を図るエリア
	⑨自然環境・レクリエーション地	自然環境の保全・活用、歴史・文化資源を生かした公園等の保全・活用を図るエリア

②土地利用の配置方針

土地利用区分ごとに、土地利用の考え方と配置のイメージを整理する。

○市街地ゾーンに関する方針

①住宅地	
土地利用方針	●市街地の一部では、都市基盤が未整備のため、市街地整備事業や地区計画制度などを活用して、住居系土地利用を誘導し、若い世代が移住・定住する良好な住環境を備えた市街地の形成を図る。また、市街地内の低・未利用地については有効利用を図る。 ●計画的な住宅団地開発により整備された地区では、良好な低層住宅地にふさわしい環境の維持・改善を図り、今後も居住環境の保全に努める。 ●既成市街地内の住宅地では、良好な居住環境の維持・改善や、地域住民の日常生活を支える施設の立地を許容するなど、生活利便性の向上を図る。
配置イメージ	●住居系用途地域
②中心商業地	
土地利用方針	●商業施設、行政施設をはじめとして、市民の日常サービスに対応した施設の集積・誘導を図り、本市の“核”として求心性の高い商業地の形成を図る。 ●交通立地条件を生かし、土地の高度利用により、全ての市民を対象とした利便性の高い商業地の形成を図る。
配置イメージ	●米原駅周辺
③商業地	
土地利用方針	●米原駅周辺においては、交通立地条件を生かし、商業・サービス・医療機能を担う施設を配置し、土地利用の高度化を図る。 ●坂田駅周辺においては、米原駅周辺に次ぐ市全体を対象とした都市機能を誘導する地区として土地の高度利用を図る。市街化調整区域において、地区計画等により既に市街化が進展している地区は、市街化区域への編入を検討する。 ●近江長岡駅周辺および春照周辺においては、生活圏の中心として、主要な商業・業務施設等の集積・誘導を図り、利便性の高い近隣商業地の形成を図る。 ●醒ヶ井駅周辺や柏原駅周辺においては、商業施設、医療・福祉施設等の地域住民の日常サービスに対応した施設の誘導を図るとともに、歴史・観光拠点として交流機能の向上に努める。
配置イメージ	●米原駅周辺、坂田駅周辺、醒ヶ井駅周辺、近江長岡駅周辺、柏原駅周辺、春照周辺

④沿道利用地	
土地利用方針	●周辺の住環境や田園環境、自然環境に配慮しながら、自動車交通に対応した商業施設、工業・物流施設等の集積を図る。
配置イメージ	●国道21号沿道、国道8号沿道の一部

⑤住工共存地	
土地利用方針	●工場と住宅が混在している地域については、現状の土地利用や地域住民の意向を勘案しつつ、極力土地利用の純化を図る。それ以外の地域については、住工共存を図り、工場の生産環境と住環境の向上・調和に努める。
配置イメージ	●米原駅周辺の一部、（一）大鹿寺倉線沿道の一部

⑥工業地	
土地利用方針	●インターチェンジ周辺や広域的な幹線道路沿道の工業地では、交通利便性を生かし、周辺の緑地や田園環境、住環境との調和にも配慮しながら、工場や流通・業務施設等による専用性の高い工業地としての土地利用を図る。 ●米原駅周辺において、交通利便性を生かした米原貨物ターミナルの整備を推進する。 ●用途地域外の既存工業地では、原則として、今後も工業地として配置するとともに、交通施設・情報施設等の産業環境整備や周辺の環境対策を充実させることにより、快適で安全な工業地の形成を図る。 ●用途地域外において、国道365号沿道等の広域的な交通利便性の高い場所では、特定用途制限地域の指定等により、周辺の田園環境に配慮しながら、適正な土地利用を誘導・許容しつつ、新たな産業・流通拠点としての形成を図り、新たな活力を生み出すことのできる環境を整備する。
配置イメージ	●米原工業団地一帯、米原南工業団地一帯、山東工業団地一帯、伊吹工業団地一帯、山東西部地区、その他用途地域内の工業地域に指定される既存工業地、用途地域外の既存工業集積地、用途地域外のうち国道365号沿道等の幹線道路沿道

⑦沿道利用調整地	
土地利用方針	●広域的な幹線道路の沿道では、市全体から見た種々の優位性を生かし、広域都市圏および市全体の活力の向上を図るため、特定用途制限地域の指定等により、周辺の田園環境や住環境に配慮しながら、沿道立地型施設を中心として計画的な土地利用の誘導を検討する。 ●市街化調整区域においては、市街化調整区域の性格に十分留意しながら、地域の実情に応じて、地区計画制度の活用等による土地利用の誘導を検討する。
配置イメージ	●国道8号沿道、国道8号米原バイパス沿道、国道21号沿道、国道365号沿道の一部

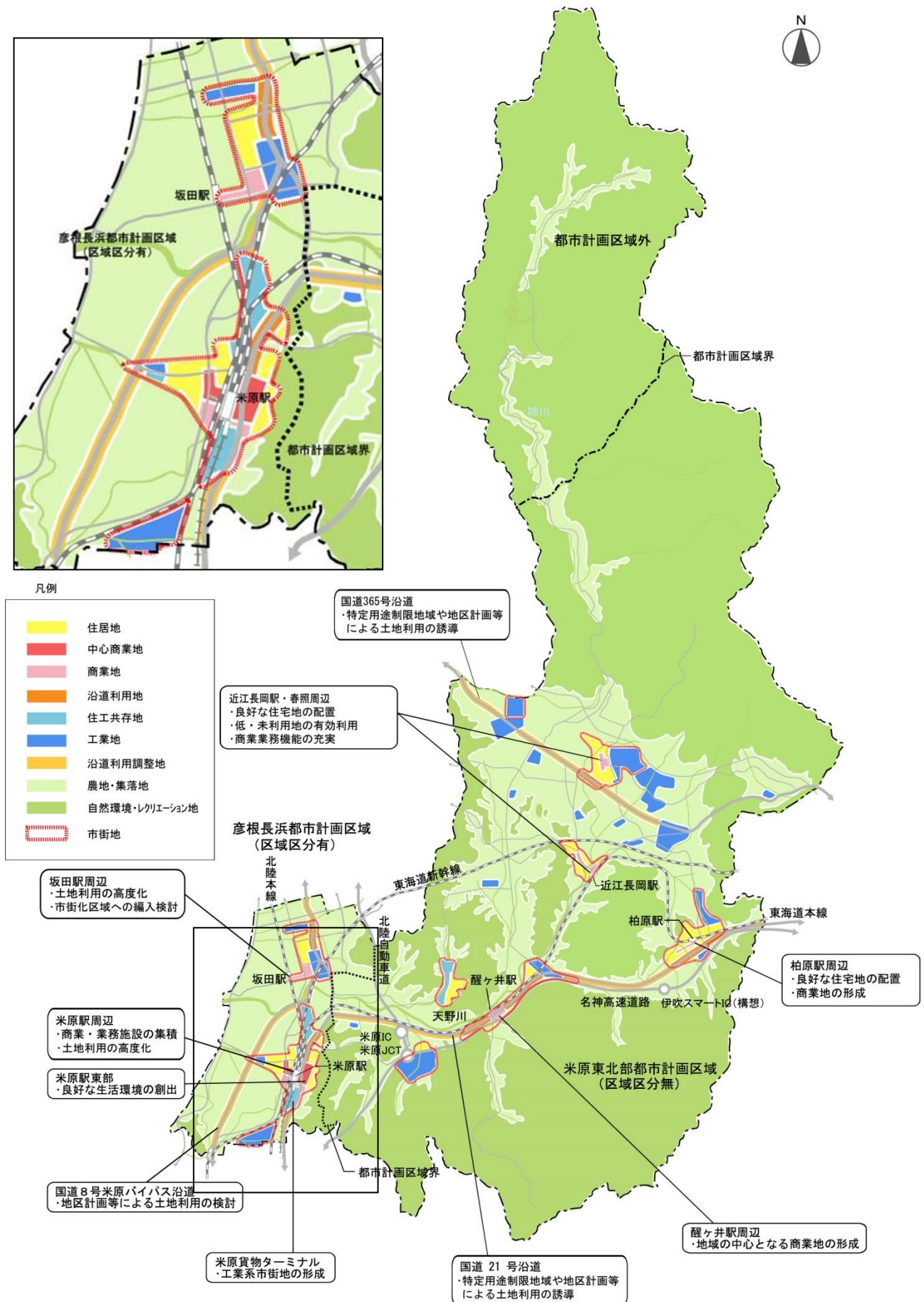
○田園集落ゾーンに関する方針

⑧農地・集落地	
土地利用方針	●市街化調整区域の集落地では、周辺の自然環境や景観を生かすことなどにより、良好な居住環境の保全に努める。また、人口が減少傾向にあることから、農林行政との調整を図りつつ、地区の実情に配慮し、開発許可制度の運用による需要に即した住宅の立地や地区計画制度の活用等により集落活力の維持・向上を図る。 ●上記以外の集落地では、伊吹山、霊仙山や河川、農地などの豊かな自然環境や景観と調和したゆとりと潤いのある良好な住宅地の形成を図る。また、特定用途制限地域の指定等により、周辺の住環境や田園環境の保全を図りつつ、人口減少に対し、地区の実情に配慮し、世帯分離に伴う住宅の立地や都市居住者の受入れを行うなど、集落活力の維持・向上を図る。 ●農用地をはじめとする農地では、農業の振興と優良農地の保全に努め、田園環境と既存集落地との共生を図る。 ●農業基盤整備が進んでいる集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農地として環境に配慮した保全に努める。 ●市街地に近接し市街化が進展している場所については、特定用途制限地域の指定等により、無秩序な開発を抑制しながら、地域の活力維持等を図るべく、市街地としての位置付けも視野に入れながら、適正な土地利用を誘導する。 ●上記のうち、市街化調整区域の場合は、基本的に開発を抑制する。ただし、市街化の動向や都市施設の整備状況、今後の見通し等を考慮して、生活環境の向上が必要と考えられる場合は、地区計画制度の活用や開発許可制度の運用等による適切な規制・誘導を行う。
配置イメージ	●市街化調整区域や用途地域外の農地や既存集落地

○森林環境ゾーンに関する方針

⑨自然環境・レクリエーション地	
土地利用方針	●都市計画区域外、自然公園地域、保安林、風致地区に指定されている区域では、豊かな森林や緑地環境の保全・育成と、適正な管理に努め、自然や歴史とのふれあいの場としての活用を図る。 ●農山村集落やその周辺の里山では、特定用途制限地域の指定等により、自然環境の保全を図りつつ、適正な土地利用や地域の活力維持を図る。 ●山林、緑地、琵琶湖、河川、公園等の良好な自然環境や歴史・文化資源は積極的に保全を図るとともに、市民の憩いや環境教育、観光レクリエーション等に資する場として有効活用を図る。
配置イメージ	●伊吹山、市全域に広がる山林、天野川、姉川等の河川、近江母の郷ふれあい広場、琵琶湖湖岸、醒井養鱒場、グリーンパーク山東、奥伊吹アウトドアレクリエーション地、姉川ダム周辺緑地

■土地利用方針図



4-2-2 道路・交通の方針

(1) 基本方針

一体的なまちをつくる安全・安心・快適な道路網づくり

日常の交通手段の大半を自家用車等が占める本市においては、日常生活を支え地域間交流の活性化を図るために、市内各地域を連携する幹線道路網の整備を優先課題として推進するとともに、産業支援等に寄与する広域幹線道路網に対しても積極的に整備を促進する。

災害時、大雨・大雪に強い道路網の構築を図り、信頼性の高い避難路や緊急輸送路、延焼遮断帯としての防災機能、救急医療や福祉活動を支える機能の強化を図る。また、バリアフリーに配慮した歩行空間の形成や、高齢者や子どもたちが安全・安心に通行できる道路の整備を図る。

その他、歩道や自転車道も勘案した生活道路整備、交差点改良等の計画的な推進のほか、道路補修、清掃等による快適な道路空間の環境整備を推進する。

広域交通の要衝である立地特性を生かした交通環境づくり

鉄道・高速道路・国道等の広域交通網と連携する市内の交通網の充実により、広域交通の要衝である立地特性を生かした交通環境づくりを推進し、駅周辺等の交流基盤の整備を図る。特に、複数の鉄道が接続する米原駅周辺における交通環境の整備を推進し、広域交通の結節点としての利便性の向上を図る。

コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた公共交通の展開

5つの鉄道駅を有する本市の強みを生かし、鉄道駅周辺等において、地域生活の拠点を形成するとともに、公共交通機能の強化を図る。また、拠点同士を公共交通ネットワークで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを実現するため、地域公共交通の在り方を検討するとともに「地域公共交通網形成計画」を策定し、市民が安心して利用できる公共交通体系を構築する。さらには、地域コミュニティの維持に向けて検討を進める「小さな拠点」をバスや乗合タクシーでつなぎ、地域の特性に応じた公共交通の展開を図る。

また、環境問題への配慮や交通渋滞の解消、公共交通の堅持に向けて、マイカーから公共交通機関への利用転換を促進する取組を進める。

都市計画道路の見直し

人口減少や高齢化社会を迎え、社会経済情勢が変化する中で、効果的、効率的かつ質の高い道路整備が求められている。そのため、都市計画決定している都市計画道路のうち、未着手路線・区間における必要性の客観的な評価など、「滋賀県都市計画道路の見直し指針」に沿って、地域のまちづくりを踏まえた見直しを図る。

(2) 道路の整備方針

①広域幹線道路

名神高速道路や北陸自動車道をはじめ、国道8号、国道8号米原バイパス、国道21号、国道365号を、京阪神、中京、北陸との広域交流を支える広域的な幹線道路として位置付ける。

琵琶湖東北部における圏域の発展や慢性的な交通渋滞を解消するため、彦根市・長浜市との連携を強化する国道8号米原バイパスの早期開通を促進する。

また、本市における広域交通ネットワークの機能を強化するため、国道21号バイパスの早期建設を促進するとともに、名神高速道路において、周辺の産業振興や観光振興に資するとともに、災害時の緊急輸送路にも対応できる（仮称）伊吹スマートインターチェンジの開設に向けた検討を推進する。

②地域幹線道路

広域幹線道路を補完し、本市の都市軸を形成するとともに、市内の一体化を支える地域的な幹線道路として位置付ける。また、市域全体に網状に配置され、地域間を連携してまちの骨格となる道路としての機能を有する。

(主) 大津能登川長浜線	(一) 世継宇賀野線	(都) 彦根米原線
(主) 多賀醒井線	(一) 東上坂近江線	(都) 米原西町線
(主) 山東一色線	(一) 伊部近江線	(都) 世継顔戸線
(主) 山東本巣線	(一) 大鹿寺倉線	(都) 碓高溝顔戸線
(一) 彦根米原線	(一) 天満一色線	(都) 長沢西上坂線
(一) 朝妻筑摩近江線	(一) 大野木志賀谷長浜線	(都) 箕浦多和田線
(一) 樋口岩脇線	(一) 間田長浜線	市道藤川相模庭線
(一) 山東伊吹線	(一) 藤川春照線	
(一) 長浜近江線	(都) 米原湖岸線	

※ (主)：主要地方道、(一)：一般県道、(都)：都市計画道路

③構想路線

本市の将来都市構造を形成する都市軸の強化・補完を図り、地域幹線道路等とあわせて、市内の一体化を支える道路として整備を促進するため、必要な構想路線として位置付ける。

路線名	機能
東西アクセス道路	米原貨物ターミナルおよび米原南工業団地の基幹道路
(仮称) 長岡志賀谷線	山東地域における交通の円滑化を図る道路（大鹿寺倉線の延伸）
(一) 大野木志賀谷長浜線	山東地域における交通の円滑化を図る道路（長岡・大野木工区）
(一) 大鹿寺倉線	既存道路の強化（急勾配解消）
(主) 山東本巣線	伊吹地域における安全・安心な道路網の確保
(仮称) 吉槻鍛冶屋線	伊吹地域における安全・安心な道路網の確保
(仮称) 伊吹スマートインターチェンジ	山東・伊吹地域における産業・観光の振興、安全・安心な道路網の確保

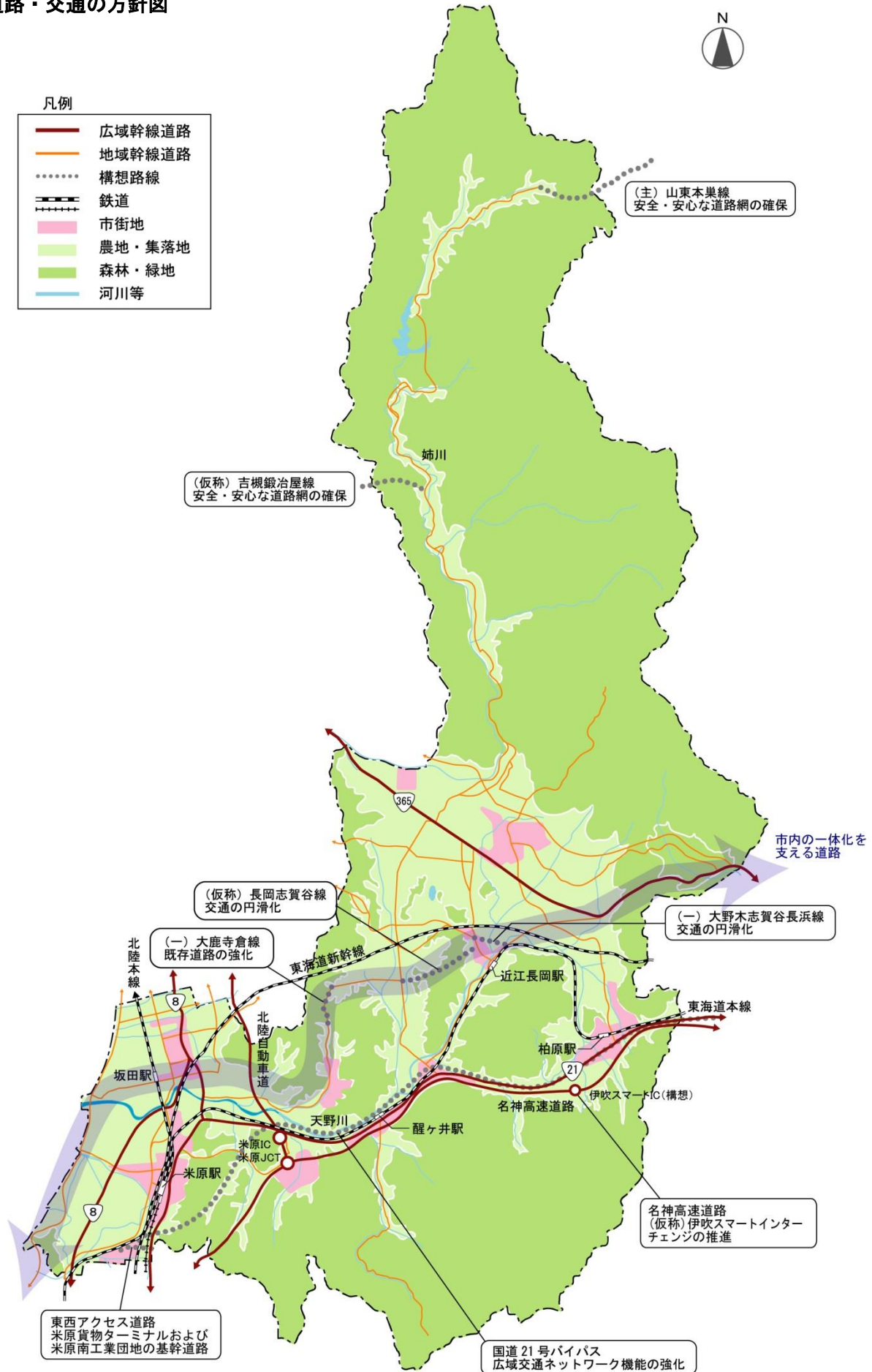
④その他市道等

「米原市道路網整備計画」に基づく市内の道路網の整備や、市民の日常生活を支える生活道路の整備、交差点改良等の道路空間の環境整備等について、優先順位を定め、計画的に推進する。

また、交通安全、快適性、防災性確保のため、道路補修や清掃をはじめ、地域住民とのパートナーシップによるポケットパークづくり等、また、「伊吹山活性化プラン」に基づく登山口までの散策道の整備など、環境や景観に配慮した道路空間の創出を図る。

その他、冬期間の安全で円滑な通行の確保のための体制強化を図る。

■道路・交通の方針図



4-2-3 環境・景観形成の方針

(1) 自然環境整備・保全の方針

水清く緑あふれる自然と共生するまちづくり

本市は、伊吹山をはじめとする山々から流れる清らかな水が緑を育み、暮らしを支え、やがて母なる琵琶湖に注がれる、水と緑に恵まれた自然豊かな「水源の里」であり、この市民が誇りとする水と緑を軸として、良好な生活環境の創出に努める。

また、市民によるホタルやビワマスの保護活動も展開されるなど、自然環境の保全に向けた機運が高まりつつあることから、ホタルが輝き続けることのできる豊かな自然あふれるまちの実現を目指し、自然環境の保全・育成に努める。

「米原市環境基本条例」および「米原市環境基本計画」を踏まえ、地球温暖化の防止や環境負荷の少ない生活の在り方に向けて、市民の環境保全活動を支援するとともに、「緑の基本計画」や「農業振興地域整備計画」に基づき、計画的・系統的に緑地や田園環境の保全・創出に努める。

①河川・水辺

本市を流れる天野川や姉川、絶滅危惧種のハリヨが生息する地蔵川等の河川および琵琶湖の水辺環境について、地域の個性を生かした親水空間として、生態系や景観等の環境に配慮した潤いのある水辺空間の保全に努める。

特に、「米原市蛍保護条例」や「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」による保護活動に取り組み、土地の改変を伴う公共工事や開発行為の際には、生態系に配慮したまちづくりに努める。

②森林・里地里山

伊吹山や霊仙山をはじめとする森林には、希少野生動植物が生息・生育しているほか、水源かん養や国土保全・林産物の供給等、多面的な機能を有していることから、天野川や姉川、地蔵川、琵琶湖等の水質保全の面も含め、多面的な機能を持つ森林環境の保全に努める。

里地里山についても、農山村に住む人々の生産活動や生活によって、多様な生態系や良好な景観を維持してきたが、近年ではその環境の維持が困難になってきている。そのため、グリーン・ツーリズム等の体験型農林業による里地里山の活性化を推進し、市民参加型の里山保全事業を通じて良好な環境形成に努める。

また、伊吹山周辺においては「伊吹山活性化プラン」に基づき、自然と調和した周辺およびルート等の整備を図るとともに、ほかの森林環境ゾーンにおいても自然環境や生態系に配慮した、自然とふれあえる空間の整備を推進する。また、既存のグリーンパーク山東、醒井養鱒場、きゃんせの森、三島池などをレクリエーション拠点として位置付けるとともに、琵琶湖から伊吹山、更には奥伊吹に至る環境軸を「びわ湖の素（もと）米原」ならではの一体的な自然観光ルートとして位置付け、積極的な活用を図る。

(2) 景観形成の方針

風土に愛着をもたらす都市景観の形成

景観はまちの魅力や個性につながる重要な要素であるため、「米原市景観計画」に基づき、まちを取り巻く自然環境や歴史等と調和した風土に愛着をもたらす都市景観の形成に努める。

また、市内各地域では、地形や気候、都市化の動向などが異なることから、市民や事業者等との協働により、地域特性を生かした景観形成に努める。

「米原市景観計画」および「米原市景観条例」を踏まえ、自然と人が共に輝く湖国の風景を守り育て、次世代へ引き継げる風景づくりに取り組む。

①地域特性に応じた景観まちづくり

良好な景観まちづくりを進めていくためには、一定のルールが必要である。しかし、同じ本市の中でも地形や自然条件、歴史や文化、その他市街地の状況などによって、様々な景観特性を有する地域が存在している。

そのため、重点的に保全を図るものや周辺と調和させながら新たな景観を創り出していくものなど、地域特性に応じた柔軟なルールを定め、計画的な景観まちづくりを推進する。

市街地では、緑豊かな住宅地、にぎわいのある商業地の形成など、主要用途の特性に応じて、良好な景観の整備・誘導を図る。

主要な幹線道路沿道では、街路樹の植栽等による道路空間の景観整備を図る。このうち、国道365号沿道については、本市のシンボルである雄大な伊吹山を背景にすることから、伊吹山の眺望、沿道建物の形態、意匠等による配慮を行い、秩序ある沿道景観の形成を図る。

田園・山林・湖岸などの自然が豊かな地域では、地域固有の街並み、特徴ある集落景観、緑豊かな農地などの景観の保全・形成を図る。このうち、東草野地域については、独特の生活風景が見られることなどから重要文化的景観に選定された「東草野の山村景観」を継承し保全する。

良好な景観形成に向けては、景観計画、景観条例に基づき、建物の形態・意匠、配置・規模、色彩、緑化等について、計画的な景観誘導を図る。

②協働で取り組む景観まちづくり

景観まちづくりは地域の日々の暮らしに密着したものであり、市民と事業者、行政が協働して進めていくことが必要である。

そのため、市民や事業者は「景観重要建造物」や景観条例に基づく「米原市景観形成建造物」として指定する歴史的な建造物等の保全を図るなど、市民、事業者、行政が一体となって協働による景観まちづくりを進める。

4-2-4 公園・緑地の方針

(1) 基本方針

水と緑に恵まれた、良好な都市環境の保全

伊吹山や霊仙山周辺の都市の骨格を形成する山地の緑を保全するとともに、本市の緑を支える骨格軸として琵琶湖湖岸、天野川・姉川・地藏川等の多様な水辺地の緑を保全する。特に天野川や姉川は本市の豊かな自然や歴史文化資源を結ぶ軸線であり、本市の環境軸として位置付ける。

また、市街地に近接する身近な緑である風致地区や農地の緑については、良好な都市環境の保全に役立てるほか、歴史資源と一体となった緑や、ホタルやハリヨ、梅花藻等の希少野生動植物の生息する環境の保全に努める。

集い、にぎわい、憩う、交流の緑の整備

本市を代表する公園であるグリーンパーク山東や、「伊吹山活性化プラン」により充実・活用を図る伊吹山周辺をはじめ、奥伊吹のアウトドアレクリエーション地、琵琶湖周辺の緑地等を、市内外の人々が訪れ、にぎわい、憩う場として、整備および充実を図る。

また、地域における都市公園を現況の配置状況や住民ニーズを踏まえて適正に配置し、都市計画決定済み未供用の都市公園の整備を推進する。

既設公園や草の根広場の整備充実、活用を推進するほか、既存施設の活用や体育施設の整備等、身近なスポーツ環境の充実を図るとともに、都市景観や防災機能向上につながる公園緑地の整備を推進する。

伊吹山や琵琶湖をはじめとする豊かな自然を市の魅力の核とし、これらを「びわ湖の素(もと)米原」と表現したシティセールスを展開し、認知度の向上や交流人口の増加、さらには米原暮らしの動機付けを図り、新しい人の流れと地域活力づくりを目指す。

緑をみんなで育成し、緑で市全体をつなぐ

レクリエーション地や主要な公園を河川や湖岸、街路樹のある道路でつなぎ、自然環境を活用した遊歩道等の整備等、環境軸となる水と緑のネットワークの形成を図る。琵琶湖湖岸、天野川、姉川、地藏川においては、地域の個性を生かした親水空間整備により、伊吹山をはじめとする周辺の豊かな緑環境に包まれた交流空間の創造を図る。

また、道路沿道や河川・湖岸沿い、公園、公共施設、歴史資源、民有地等の緑化を市民協働の下で推進し、市街地に近接する良好な樹林地については、市民の里山活動の場として活用を図る。

(2) 整備方針

①都市基幹公園（総合公園、運動公園）

レクリエーション拠点であるグリーンパーク山東を都市基幹公園機能を有する施設として捉え、各種交流イベントやスポーツ大会の充実、環境学習の場としての活用等、管理運営の充実を図る。

②住区基幹公園等

市民意向では、既存公園の再整備が半数近くを占めた一方で、大きな公園の充実・確保も次いで多かったことから、既存公園の維持や都市計画決定した公園の整備とともに、近隣公園規模の都市公園の新規配置について、検討・調整を進める。

種別	名称等	方 針
地区公園	米原緑地公園	充実と適正な維持管理に努める。
	磯公園	地区公園として整備を推進する。
	双葉公園	地区公園として整備を推進する。
近隣公園	米原公園	近隣公園として整備を推進する。
	番場地先公園	番場地先において新規配置を検討する。
街区公園	米原駅西部の公園	米原駅西部第1、第2、第3、第4児童公園および賀目山児童公園の適正な維持管理に努める。
	米原駅東部の公園	米原北公園、湯谷公園、米原南公園および米原駅東部かきつばた公園の適正な維持管理に努める。
	既存公園	園原児童公園、伊吹ヶ丘児童公園の適正な維持管理に努める。
	草の根広場等	各自治会で草の根広場等の街区公園機能を有した公園が設置されており、既存施設の有効活用、整備充実を図る。
特殊公園	柏原緑地	適正な維持管理に努める。
都市緑地	天野川緑地	本市の環境軸を形成する重要な都市緑地であり、米原地域、近江地域を対象に配置されていた範囲に加え、山東地域、伊吹地域についても都市緑地として延長し、全体の開設・供用を促進する。
	琵琶湖湖岸緑地	早期全面供用を促進する。
	朝妻緑地	適正な維持管理に努める。

※公園の種類と機能

都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園
住区基幹公園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園(面積は4.0haを標準とする。)
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園(面積は2.0haを標準とする。)
	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園(面積は0.25haを標準とする。)
緩衝緑地	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全および改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地



4-2-5 河川の方針

(1) 基本方針

災害に強く、生態系に配慮した川づくり

昭和 30 年代の伊勢湾台風や梅雨前線豪雨をはじめとする過去幾多の洪水の経験を生かし、河川の整備や防災調整池の設置を進めるとともに、姉川、天野川および琵琶湖の浸水想定区域図ならびに地先の安全度マップを基に作成した「洪水ハザードマップ」の活用によるソフト事業の取組を進め、洪水被害の軽減に努める。

また、ハリヨやホタル、ビワマス、梅花藻等の希少野生動植物の保護や自然環境の保全のため、生態系に配慮した川づくりの推進に努めるとともに、河川の愛護意識を高め、自主的な環境美化活動の促進を図ることにより、市民と行政が協働の下、適切な維持管理に努める。

そのほか、多自然川づくりなど、遊歩道や親水護岸等、自然とふれあえる親水空間の整備を進めるとともに、自然環境に配慮した河川改修を推進する。

特に、天野川や姉川については、県による河川整備計画の策定とともに、計画的な河川整備の促進を図る。

砂防指定地内を流れる河川については、県との連携を図りながら、砂防施設の建設を進め、河川の荒廃を防ぎつつ治水を推進する。

■米原市の1級河川



4-2-6 その他の施設の方針

快適な生活環境づくりを支える都市施設の整備充実

(1) 下水道

本市の公共下水道と農業集落排水を合算した下水道処理面積は、平成 28 年 3 月 31 日現在で 1,932ha であり、行政区域内人口当たりの普及率は 99.7%、処理区域内人口当たりの水洗化率は 91.2%となっている。

今後は、公共下水道事業および農業集落排水処理施設の耐震化・長寿命化対策を進めるとともに、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を順次進めていく。

(2) 上水道

本市域内における給水区域は、市内全域となっており、市民への安定的な水道水の供給が可能となっているが、施設の老朽化が進行している中、水質管理の強化や安全な水の供給を図るため、「米原市水道事業基本計画」に基づく施設整備・維持管理に努める。

(3) コンポストセンター

都市計画施設（都市計画決定された都市計画法第 11 条第 1 項に掲げる施設をいう。）として、有機質資源の堆肥化により廃棄物の排出削減と未利用資源の有効活用に寄与してきた米原市コンポストセンターは、平成 19 年の供用開始から一定の成果を得たものの、施設の稼働状況や維持管理コストを勘案し、廃止に向けた見直しを図る。

(4) 一般廃棄物処理施設等

本市と長浜市において組織する湖北広域行政事務センターで管理運営する施設として、都市計画決定している湖北広域行政事務センターし尿処理場（第 1 プラント）、新清掃工場（クリスタルプラザ）および湖北広域斎場（こもれび苑）の都市計画施設ならびに湖北広域行政事務センター粗大ごみ処理施設（クリーンプラント）については、稼働状況や施設の老朽化等から「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針（平成 28 年 3 月改訂）」に基づき、効率的な稼働に向けた再整備を検討する。

(5) 教育・文化施設

少子化やライフスタイルの変化等を踏まえ、子育てしやすいまちづくりのため、米原地域における認定こども園の施設整備など、新たに求められる効率的で効果的な保育・教育施設の適正な配置を図るとともに、既存ストックを活用した地域子育て支援センターの充実を図る。

学校施設については、長寿命化整備計画の策定などにより、安全で快適な教育環境の維持・向上を図るとともに、米原市民交流プラザ等の文化施設については、協働によるまちづくりの人材育成や文化交流の拠点として、教養の増進、都市機能やアメニティの向上を図る機能の維持・充実に努めるほか、防災拠点としての不燃化・耐震化等の防災機能の向上を図る。

また、資料館等の文化施設においては、本市の貴重で豊富な歴史・文化的資源の充実、活用および保全を図る。

（6）医療・社会福祉施設

更なる高齢化の進展から増加が見込まれる医療・福祉サービスのニーズに対応するため、病院施設を有しない本市においては、公共交通の充実を図るとともに限られた資源や人材を活用しながら、在宅医療の推進をはじめとした保健・医療・福祉の包括的な地域医療体制の確立を図る。

そのため、第一次医療を担う市内の医療機関の適正な配置を図ると同時に、在宅療養・介護拠点として在宅医療を実践してきた米原市地域包括ケアセンターいぶきとともに、新設した米原市地域包括医療福祉センターふくしあでは、多職種連携の医療サービスに加えて、子育て支援の充実に資する児童発達支援センターや病児・病後児保育室の開設など、子どもから高齢者まで全ての世代で安心して利用できる施設の保健・医療・福祉機能の充実に努める。



4-2-7 市街地整備の方針

(1) 基本方針

都市拠点を中心とした計画的なまちづくり

人口の維持・定住化促進の観点から、利便性・防災性の向上を図ることにより、安全・快適な住環境を創出し、魅力的で求心力のある拠点づくりを進めるため、以下のとおり位置付ける。

本市の「都市拠点」として位置付ける米原駅、坂田駅周辺においては、それぞれの市街地にふさわしい計画的なまちづくりを進める。また、琵琶湖東北部圏域の発展をけん引するエリアとして都市機能の強化・充実を図る。

「生活交流拠点」として位置付ける醒ヶ井駅、近江長岡駅、柏原駅周辺および春照周辺においては、圏域全体の均衡ある発展による都市機能の強化・充実を図り、地域の中心拠点としてのまちづくりを推進する。

「歴史・観光拠点」や産業集積の促進による「産業・流通拠点」に位置付ける地区のほか、土地利用を調整する地区などにおいて、計画的なまちづくりを推進する。また、市街化区域・用途地域内の低・未利用地の活用を図り、地区計画等を活用した都市基盤の整備を進める。

(2) 整備方針

①米原駅周辺（都市拠点）

土地区画整理事業等により整備された米原駅周辺の効果的な利活用と公共施設の適正な配置や維持管理に取り組む。

特に、東口周辺においては、北陸新幹線の開通も見据えた交通の要衝としての都市機能の集積を図りながら、「米原市庁舎等整備基本構想（平成 28 年 5 月改定）」に基づく多機能な施設を備えた複合的な市庁舎の整備とともに、歴史文化を背景とした広域的な交流拠点施設等の一体的な整備を図り、滋賀県の玄関口にふさわしい、米原市の核としての魅力ある都市空間を形成する。

また、駅施設の利便性向上のため、更なるバリアフリー化を図るとともに、米原駅の交通利便性を生かしたサイクルステーションの設置により、滋賀県における自転車の琵琶湖一周観光「ピワイチ」の玄関口としての活用を図る。

米原駅南側では、引き続き、鉄道と道路の複合一貫輸送を実現する貨物ターミナルとアクセス道路の一体的な整備を推進する。



出典：滋賀国道事務所 平成 28 年度事業概要

②坂田駅周辺（都市拠点）

坂田駅周辺では、その利便性を活用した琵琶湖東北部圏域の発展をけん引するエリアとして土地利用の高度化を図るため、立地適正化計画の策定を見据え、現状に応じた適正な区域区分の見直しを促進し、多機能な都市機能・産業機能の強化・充実を進める。また、国道沿道等では、商業施設等の集積が進み、住宅需要も高まっていることから、地区計画制度の活用等により、個性・魅力が実感できるまちづくりを計画的に推進する。

③近江長岡駅周辺・春照周辺（生活交流拠点、既成市街地）

近江長岡駅周辺および春照周辺では、日常生活に係る商業・サービス機能をはじめ、行政・福祉等の都市機能の集積・強化を図り、地域における都市活動の中心として、都市基盤の整備等による市街地整備を図る。

特に、近江長岡駅周辺には、駅前駐車場および自転車駐輪場の整備等により、地域住民の利便性の向上を図るとともに、伊吹山登山の玄関口として、登山客などのための基盤施設の設置によりアウトドア観光拠点の形成を図る。また、駅前から周辺に広がる既存商店街周辺においては、商業・業務地を配置し、観光来訪者や、生活の核としての機能を生かしたまちづくりを進める。

④醒ヶ井駅周辺・柏原駅周辺（生活交流拠点、歴史・観光拠点、既成市街地）

醒ヶ井駅、柏原駅周辺では、地域の歴史や風土を生かし、培われてきた伝統や文化を継承しつつ、観光来訪者や生活の核としての機能を生かしたまちづくりを進める。

特に、醒ヶ井駅周辺では、駅前広場や駐車場の機能向上により、醒井水の宿駅へのアクセス利便性の向上を図るとともに、駅構内のバリアフリー化について、関係団体と連携して関係機関への要請を図る。

また、柏原駅周辺では、駐車場や多目的広場を整備し、イベント開催場所の確保と地域活性化への取組を促進するためのコミュニティ拠点の整備を図る。

さらに、歴史や自然の景観に配慮しつつ、（仮称）伊吹スマートインターチェンジ接続道路をはじめとした道路や公園等の都市基盤の整備・改善を図り、地区の特性を踏まえた魅力の向上と交流を促す空間形成により、多くの人々が訪れ親しめるまちづくりを進める。

⑤工業団地等産業集積地区（産業・流通拠点）

産業・流通拠点として位置付ける工業団地等では、インターチェンジや幹線道路沿道、米原駅周辺といった交通利便性を生かし、企業立地を促進し、産業・流通機能等の集積を図る。

⑥市街地外の幹線道路沿道（沿道利用調整地）

国道8号、国道8号米原バイパスや国道21号といった幹線道路沿道では、無秩序な開発の進行を防ぎ、適正な土地利用を図るため、地区計画制度の活用、用途地域の拡大、特定用途制限地域の適用等により、農林行政との調整を図りつつ、周辺環境との調和に配慮しながら、計画的なまちづくりに努める。

⑦その他の地区（地域の暮らしを支える「小さな拠点」）

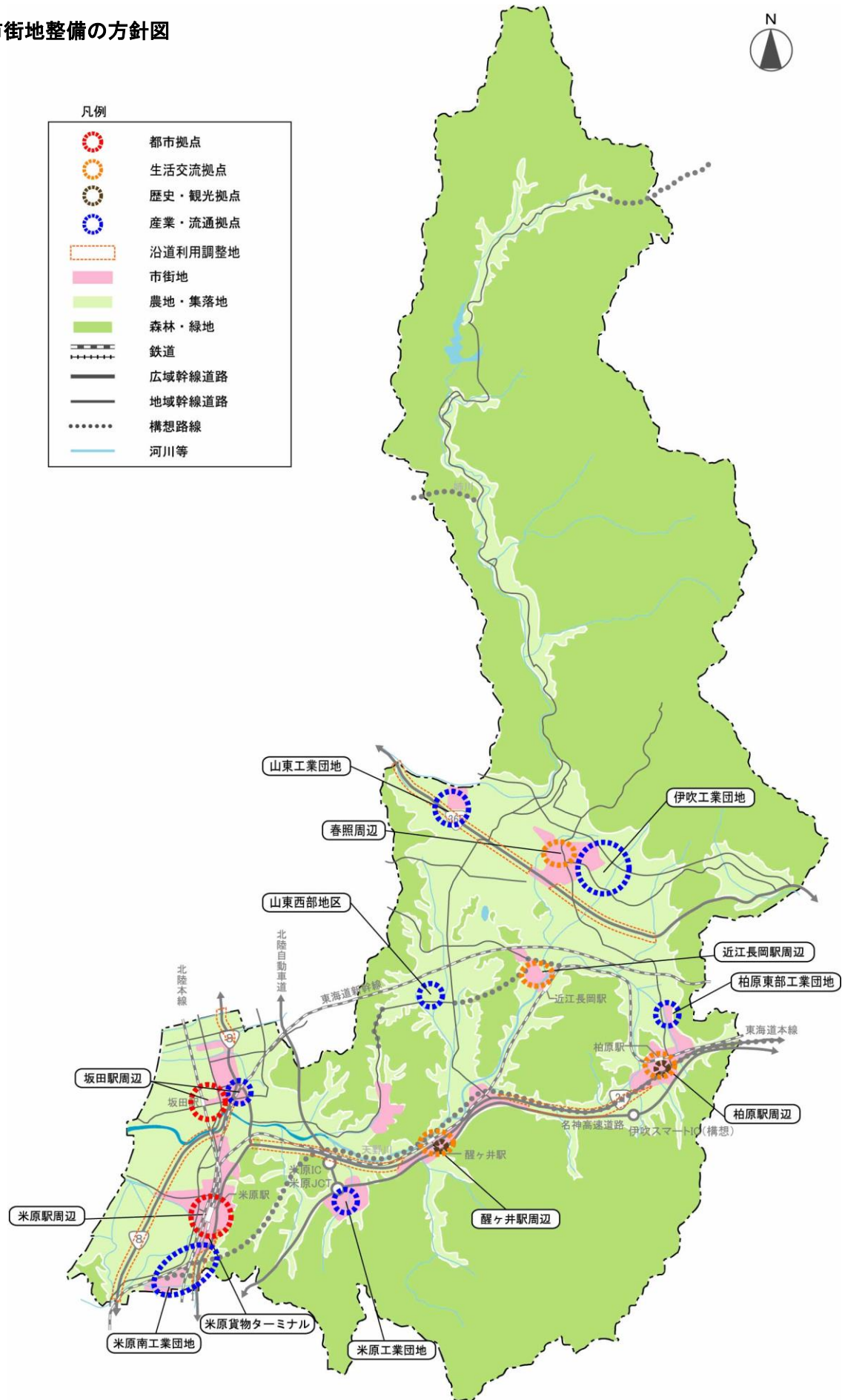
人口減少・高齢化が進む地域などでは、買い物をはじめ、医療・福祉、交流、行政サービス機能のほか、防災・公共交通拠点機能など、暮らしに必要なサービス機能の確保や地域コミュニティの維持のため、都市拠点等と交通ネットワークで連携し、地域の特色を生かして、既存施設等を活用した「小さな拠点」をバランスよく配置する。

【参考】『小さな拠点』のイメージ図



出典：国土交通省『小さな拠点』づくりガイドブック

■市街地整備の方針図



4-2-8 安全・安心な都市づくりの方針

(1) 基本方針

災害に強い安全で安心できるまちづくり

滋賀県域は、琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、南海・東南海地震による被害が懸念されることから、本市においても防災対策を進める必要がある。

また、近年頻発している浸水・洪水被害に対しても、水防法や滋賀県流域治水の推進に関する条例を基に治水対策を進める。

市街地開発事業等による市街地環境の整備を推進するとともに、農村集落においても適切な環境整備を推進することにより、本市における総合的な防災基盤の確立を図り、安全で安心できる防災のまちづくりに取り組む。

(2) 整備方針

①防災空間の整備

災害に強いまちづくりを目指し、防災空間としての避難場所や延焼遮断帯の機能の確保、防災上重要な農地や公園・緑地等の整備・確保を図る。

②災害に強い都市基盤の整備

災害発生時の安全な避難を可能とするため、避難地や避難路、延焼遮断帯となる道路をはじめ、鉄道、河川・水路、公園等の災害時における安全性の確保や活用、治山・治水事業の推進による防災機能の強化に努める。

また、市域をネットワークする幹線道路網の整備を推進するほか、近隣市町との広域的な協定や（仮称）伊吹スマートインターチェンジなどの整備により、災害時に対応できる広域的な道路整備の要望や地域住民との協働の下、災害時における連絡通路の確保に取り組む。防災拠点となる公共施設および学校教育施設については、不燃化・耐震化等の防災機能向上を図る。

その他、浸水被害防止対策としての雨水排水路の整備、水道・下水道・ガス施設等ライフラインの耐震化の促進、農村集落におけるそれぞれの集落地の形態に応じた災害に強い都市基盤の整備を進める。

③市街化の抑制を図る区域

災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備保安林として指定されている区域、降水や出水による水害や土砂災害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定された区域等では、原則として市街化の抑制を図る。また、急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩落危険区域では開発行為を制限する。

④市民の防災力向上

過去の災害の教訓から、姉川、天野川および琵琶湖の浸水想定区域図ならびに地先の安全度マップを基に作成した「洪水ハザードマップ」と、地震発生時に自分の住んでいる地域の揺れやすさを記した「地震ハザードマップ」等を集約した『総合防災マップ』の普及・活用を促進することにより、市民の防災意識の向上を図る。

また、自助・共助・公助によって、市民、地域、行政がそれぞれ役割を分担し、連携することが防災力の強化につながることから、消防団や自主防災組織、災害ボランティアの活動を促進する。

⑤防災情報を共有できる仕組みづくり

防災情報を迅速に伝える仕組みづくりを進めるため、原子力災害をはじめとする災害時に的確な状況把握に努め、広範な対象に情報伝達ができる次期防災情報伝達システムの導入を進める。

また、地域防災計画の見直しと併せ、ハザードマップ等の改定を進めるとともに、避難行動要援護者名簿の更新・活用等を推進し、災害時に必要とされる地域の防災情報の共有化に努める。

4-2-9 参加と協働の都市づくりの方針

(1) 基本方針

参加と協働のまちづくりを進めるための仕組みづくり

参加型まちづくりを推進するため、市民への情報公開やまちづくりに参加しやすい環境を整えるとともに、市民が主体となって考えるまちの実現に向け、「米原市自治基本条例」に基づき、市民・事業者等との協働の下にまちづくりを進めるための仕組みづくりに取り組む。

(2) 参加と協働の都市づくりの方針

①参画機会の充実

市民、事業者等および行政のまちづくりにおける役割と理念を明確にして、相互の補完・連携による協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体のまちづくりへの意識の向上と人材育成に努める。

また、計画の策定段階からパブリックコメント等により市民参画を積極的に進める等、市民とともに考えるまちが実現できる仕組みづくりに取り組む。さらに、市民がまちづくりにおいて必要な情報を適正に把握できるように、広報誌や市公式ウェブサイト等の様々な媒体を活用し、まちづくりの情報公開や、意見聴取の場を積極的に確保し、市民と連携しながら進めるまちづくりの実現に努める。

地域の実情を踏まえ地域課題の解決に取り組むため、まいばら協働事業提案制度や地域担当職員制度を活用し、協働によるまちづくりを推進する。

②住みよい地域コミュニティの醸成

地域でのまちづくり活動や市民活動、まちづくりの成果や魅力を披露する場の確保により、住みよい地域コミュニティの醸成を図り、地域住民や地域コミュニティが主体となった地域の個性を生かした魅力あるまちづくりの実現に努める。

また、地域活動の場や機会の充実、リーダー等の人材育成や住民による主体的活動の支援を進め、市民・事業者等と行政の協働によるまちづくりを推進する。

③都市計画手法による市民協働のまちづくり

本市では、住みよいまちづくりのための新たなルールづくりとして、住民意見を反映した特定用途制限地域の指定への取組とともに、坂田駅周辺では、都市計画法に基づく地区計画制度を活用し、まちづくり委員会等の市民・事業者等と行政の協働による都市づくりを進めている。

今後も、これらの都市計画提案制度等の活用を検討しながら、市民との連携と協働による地域の実情に応じた土地利用を推進する。